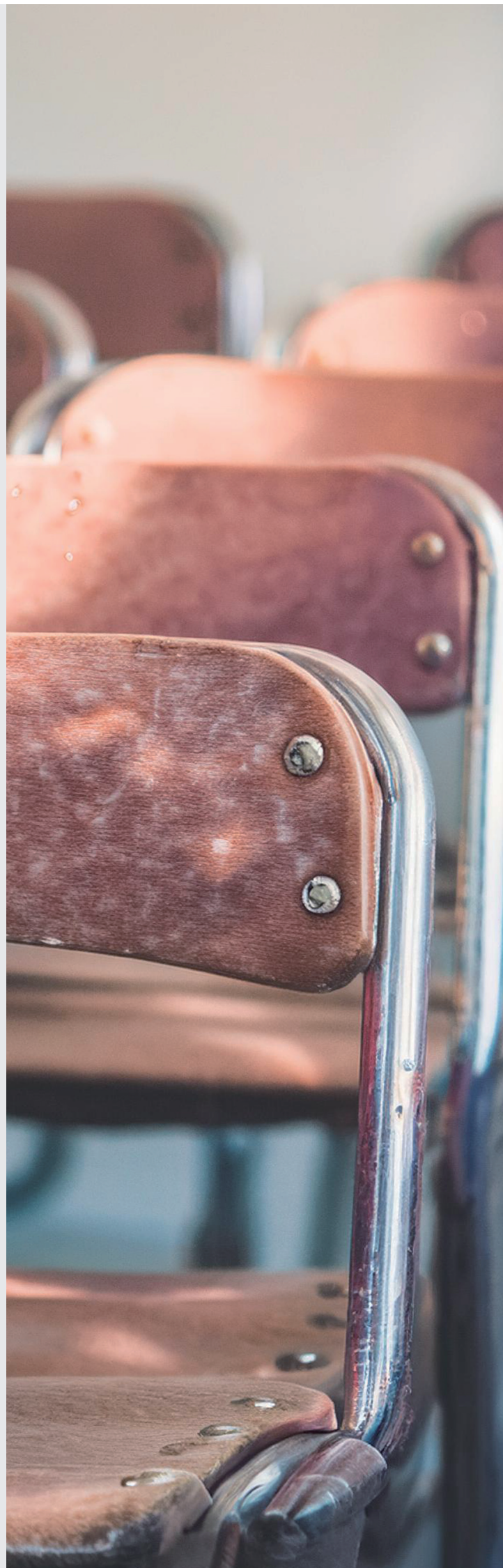


2024 北教組「9 月勤務実態記録」

集計結果報告

2025.1.31(2025.4.1修正版)

北海道教職員組合



I. 調査方法について

1. 記録期間	-----	01
2. 記録対象者	-----	01
3. 調査内容と記録方法	-----	01
4. 記録集約方法	-----	02
5. 集約人数	-----	02

II. 集計結果・分析

1. 「働き方改革」の成果はこれだけ？時間外在校等時間は微減も過労死リスクは変わらず	-----	03
2. 繰り返される不適切な時間把握：改善されない「休憩時間と週休日・休日業務時間」の記録漏れ	-----	06
3. 減らない持ち帰り業務と削られる睡眠時間：長時間労働がもたらす健康リスク	-----	07
4. 本来業務が勤務時間外に追いやられる現実：授業時数の肥大化の影響	-----	09
5. まとめ	-----	12

第1章 2024北教組「9月勤務実態記録」集計結果報告

I. 調査方法について

1. 記録期間

2024年9月1日（日）～9月30日（月）

2. 記録対象者

- ① 9月勤務実態記録 「給特法」適用の教職員
- ② Googleフォームを用いたアンケート 全職種の教職員

3. 調査内容と記録方法

① 調査 A

- (1) 「超勤時間」・・・割り振られた所定の勤務時間を超えて勤務した時間
- (2) 「休憩時間の業務時間」・・・所定の休憩時間内に業務した時間
- (3) 「持ち帰り業務時間」・・・自宅に持ち帰って業務した時間

※ 法令で「超勤時間」+「休憩時間の業務時間」が「時間外在校等時間」と定義され、
「月 45 時間・年間 360 時間」が上限と定められている。

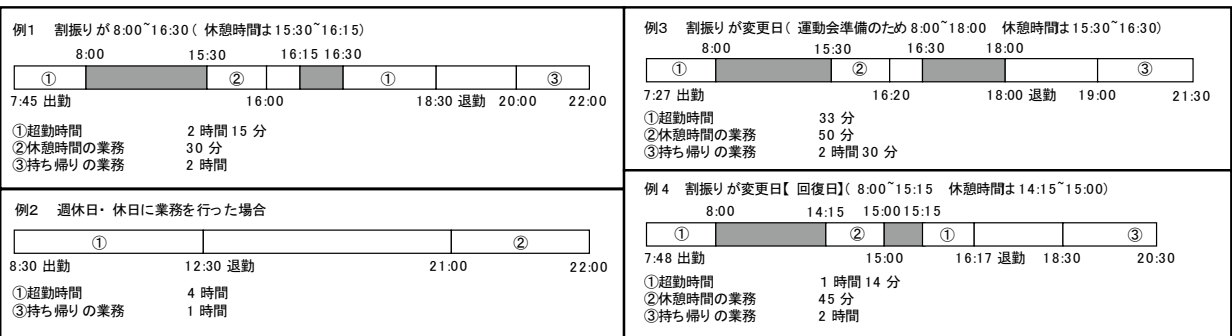
② 調査 B

- (1) 「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」の把握状況
- (2) 時間外在校等時間の市町村公表状況
- (3) 打刻時間と実勤務時間の差異

③ 調査 C Google フォームアンケート

- (1) 在籍校種
- (2) 職種
- (3) 課業期間中のおおよその平均睡眠時間
- (4) 今年度になってから業務に対する負担感が高まった業務内容（自由記述）

図 1 勤務時間の割振りの具体例



4. 記録集約方法

・個人ごとに①～③を把握し、記録用紙（個人用）に入力。

① 「超勤時間」・・・勤務時間管理システム等から把握
※在校時間（出勤～退勤）－7時間45分（条例にもとづく所定の勤務時間）で基本的に算出されている。

② 「休憩時間の業務時間」・・・個人での把握
※勤務時間条例で定められた休憩時間「45分間」に業務を行った時間。

③ 「持ち帰り業務時間」・・・個人での把握
※自宅に持ち帰って行った業務の時間。

5. 集約人数

組合員の他、未組織者にも協力を要請

① 勤務実態記録

小学校・・・2,866人（全教員の約23.8%）

中学校・・・1,260人（全教員の約17.0%）

高等学校・・・61人（全教員の約1.0%）

特別支援学校（特別支援・養護・聾・盲）58人（全教員の約1.7%）

※全教員に対する提出割合算出方法について（表1）

② Google フォームアンケート

全校種 回答数 1,468人

小学校 73.8% 中学校 24.2% 高等学校 0.5% 特別支援学校 1.5%

職種割合 教員 87.4% 養護教員 4.9% 栄養教員 1% 事務職員 6.2%

その他 0.5%

図2 個人入力シート

この色の部分だけ入力してください。

		①超勤時間		②休憩時間の業務		③持ち帰り業務		合 計	
		時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
9月合計		0	0	0	0	0	0	0	0
9月①+②合計		0	0	0	0	0	0	0	0

月	日	曜日	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
9月	1日	日							0	0
9月	2日	月							0	0
9月	3日	火							0	0
9月	4日	水							0	0
9月	5日	木							0	0
9月	6日	金							0	0
9月	7日	土							0	0
9月	8日	日							0	0
9月	9日	月							0	0
9月	10日	火							0	0
9月	11日	水							0	0
9月	12日	木							0	0
9月	13日	金							0	0
9月	14日	土							0	0
9月	15日	日							0	0
9月	16日	月							0	0
9月	17日	火							0	0
9月	18日	水							0	0
9月	19日	木							0	0
9月	20日	金							0	0
9月	21日	土							0	0
9月	22日	日							0	0
9月	23日	月							0	0
9月	24日	火							0	0
9月	25日	水							0	0
9月	26日	木							0	0
9月	27日	金							0	0
9月	28日	土							0	0
9月	29日	日							0	0
9月	30日	月							0	0
計			0	0	0	0	0	0	0	0

表1 北海道教育委員会「令和5年度（2023年度）学校一覧」

	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校
主幹教諭	197	125	9	1	56	24
教諭	10,588	6,521	468	31	6,331	3,304
養護教諭	749	435	32	1	282	112
栄養教諭	229	46	6	0	0	52
合計	11,763	7,127	515	33	6,669	3,492

・札幌市立学校を除く

・「令和6年度（2024年度）学校一覧」は公表されていない

II. 集計結果・分析

1. 「働き方改革」の成果はこれだけ？時間外在校等時間は微減も過労死リスクは変わらず

本年の「9月勤務実態記録」の結果とこれまで実施してきた過去の調査と比較すると、時間外在校等時間はわずかながら減少しています。具体的には、全学校の平均総労働時間（時間外在校等時間+持ち帰り業務）が53時間29分となり、22年調査比で6時間12分の短縮が確認されました（表4）。しかし、長時間労働が深刻な状況であることに変わりはありません。

調査結果を4回分比較すると、小学校では時間外在校等時間が徐々に減少しているものの、依然として高水準で推移しています（グラフ1）。時間外在校等時間は3時間12分減少し、上限を超えた割合も46.0%から41.0%へと5ポイント改善されました。しかし、授業、授業準備、生徒指導、保護者対応などの本来業務の負担は依然として重く、時間外在校等時間の削減には限界が見られます。

中学校では、時間外在校等時間が9時間9分減り、上限を超えた割合が65.0%から62.9%へと2.1ポイントの減少となりました。それでも月平均51時間の時間外労働が発生しており、主に部活動の指導や大会対応が原因で長時間労働が常態化しています。さらに、月80時間を超える「過労死ライン」に該当する教職員が約3割、そのうち7人に1人は100時間以上という深刻な実態が改めて浮き彫りになりました（表3）。

調査の全体傾向として、上限を超えた教職員の割合が全校種で減少しているものの、小学校・中学校とも依然として上限を超える割合が多数を占める状況は変わっていません（グラフ2）。

これらの調査結果からは、長時間労働の改善が頭打ちになりつつあることがうかがえます。

表2 「給特法・条例」にもとづく時間外在校等時間「上限（月45時間以内）」遵守の状況

	集約 人数	① 超勤時間	② 休憩時間の 業務	①+② 時間外在校等時間	「上限」を超 えたものの 割合	③ 持ち帰り業務	①+②+③ 時間外+持ち帰り	持ち帰りを含め ると「上限」をこ えたものの割合
小学校平均	2,866	29時間27分	11時間54分	41時間23分	41.0%	10時間24分	51時間45分	57.3%
中学校平均	1,260	41時間1分	10時間51分	51時間53分	62.9%	6時間53分	58時間45分	65.6%
高校平均	61	42時間29分	1時間31分	44時間1分	44.3%	0時間2分	44時間2分	44.3%
特別支援学校 平均	58	23時間52分	6時間55分	30時間48分	15.5%	2時間29分	33時間16分	22.4%
全校種平均	4,245	33時間0分	11時間23分	44時間24分	47.2%	9時間6分	53時間29分	59.1%
小学校・中学校 平均	4,126	32時間59分	11時間35分	44時間35分	47.7%	9時間20分	53時間54分	59.8%

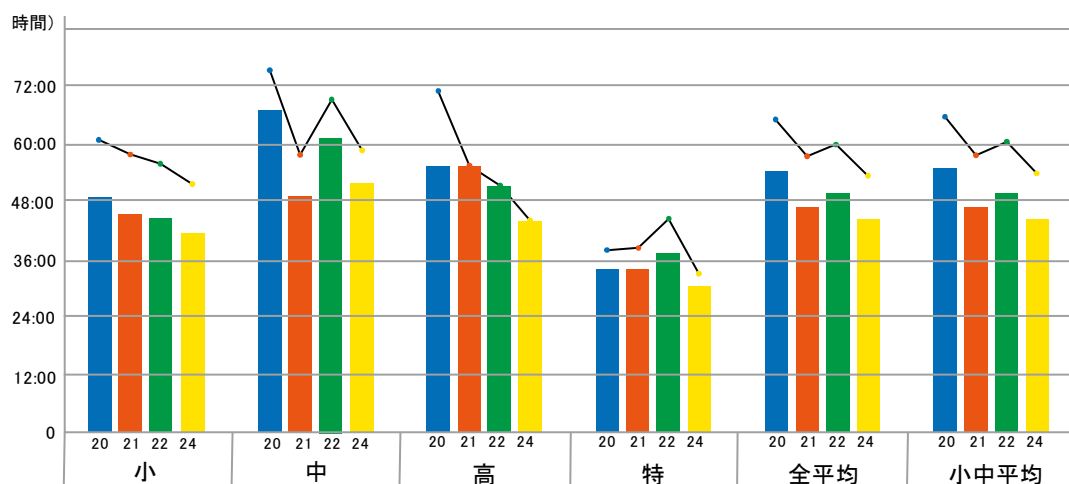
表3 「過労死レベル」を超えたものの割合

	集約 人数	①+②の合計が80時間超		①+②+③の合計が 80時間超		①+②の合計が100時間超		①+②+③の合計が 100時間超	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学校平均	2,866	93人	3.2%	416人	14.5%	26人	0.9%	145人	5.1%
中学校平均	1,260	265人	21%	369人	29.3%	109人	8.7%	182人	14.4%
高校平均	61	2人	3.3%	2人	3.3%	1人	1.6%	1人	1.6%
特別支援学校 平均	58	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%
全校種平均	4,245	360人	8.5%	787人	18.5%	136人	3.2%	328人	7.7%
小学校・中学校 平均	4,126	358人	8.7%	785人	19%	135人	3.3%	327人	7.9%

表4 「9月勤務実態記録」の経年比較

		① 超勤時間	② 休憩時間の 業務	時間外在校等時間 (①+②)	「上限」を超えた ものの割合	③ 持ち帰り業務	時間外+持ち帰り (①+②+③)	持ち帰りを含めると 「上限」を超えたものの割合
小学校平均	2024 年	29h27m ▼	11h54m ▼	41 時間 23 分 ▼	41.0% ▼	10h24m ▼	51 時間 45 分 ▼	57.3% ▼
	2022 年	31h56m ▼	12h30m ▼	44 時間 27 分 ▼	46.0% ▼	11h35m ▼	56 時間 1 分 ▼	62.2% ▼
	2021 年	32h42m ▼	12h51m ▼	45 時間 34 分 ▼	46.1% ▼	12h10m ▼	57 時間 43 分 ▼	62.8% ▼
	2020 年	35h22m	13h11m	48 時間 33 分	51.5%	12h16m	60 時間 49 分	66.9%
中学校平均	2024 年	41h1m ▼	10h51m ▼	51 時間 53 分 ▼	62.9% ▼	6h53m ▼	58 時間 45 分 ▼	65.6% ▼
	2022 年	47h43m △	12h48m △	60 時間 32 分 △	65.0% △	8h7m ▼	68 時間 38 分 △	71.2% △
	2021 年	36h33m ▼	12h42m ▼	49 時間 16 分 ▼	50.4% ▼	8h32m △	57 時 47 分間 ▼	59.4% ▼
	2020 年	53h19m	13h27m	66 時間 46 分	71.9%	8h27m	75 時間 13 分	79.0%
高校平均	2024 年	42h29m ▼	1h31m ▼	44 時間 1 分 ▼	44.3% ▼	0h2m ▼	44 時間 2 分 ▼	44.3% ▼
	2022 年	44h7m ▼	6h54m ▼	51 時間 2 分 ▼	48.9% ▼	0h17m ▼	51 時間 18 分 ▼	51.1% ▼
	2021 年	47h3m ▼	8h02m △	55 時間 05 分 ▼	55.1% ▼	0h20m ▼	55 時間 25 分 ▼	55.1% ▼
	2020 年	64h49m	6h08m	70 時間 57 分	72.2%	1h01m	71 時間 58 分	72.2%
特別支援 学校平均	2024 年	23h52m ▼	6h55m ▼	30 時間 48 分 ▼	15.5% ▼	2h29m ▼	33 時間 16 分 ▼	22.4% ▼
	2022 年	27h2m △	10h27m △	37 時間 30 分 △	27.0% ▼	7h11m △	44 時間 40 分 △	41.3% △
	2021 年	25h57m △	8h5m ▼	34 時間 3 分 △	29.3% △	4h26m △	38 時間 28 分 △	35.4% △
	2020 年	25h49m	8h11m	34 時間 0 分	24.8%	4h10m	38 時間 10 分	32.5%
全校種平均	2024 年	33h0m ▼	11h23m ▼	44 時間 24 分 ▼	47.2% ▼	9h6m ▼	53 時間 29 分 ▼	59.1% ▼
	2022 年	36h48m △	12h31m △	49 時間 21 分 △	51.6% △	10h22m ▼	59 時間 41 分 △	64.6% △
	2021 年	33h56m ▼	12h42m ▼	46 時間 39 分 ▼	47.3% ▼	10h49m △	57 時間 27 分 ▼	61.3% ▼
	2020 年	41h14m	13h07m	54 時間 21 分	57.8%	10h48m	65 時間 9 分	70.2%
小学校・中学校 平均	2024 年	32h59m ▼	11h35m ▼	44 時間 35 分 ▼	47.7% ▼	9h20m ▼	53 時間 54 分 ▼	59.8% ▼
	2022 年	36h52m △	12h36m ▼	49 時間 29 分 △	51.9% △	10h30m ▼	59 時間 58 分 △	65.0% △
	2021 年	33h57m ▼	12h48m ▼	46 時間 46 分 ▼	47.5% ▼	11h00m -	57 時間 45 分 ▼	61.7% ▼
	2020 年	41h19m	13h17m	54 時間 36 分	58.3%	11h00m	65 時間 36 分	70.9%

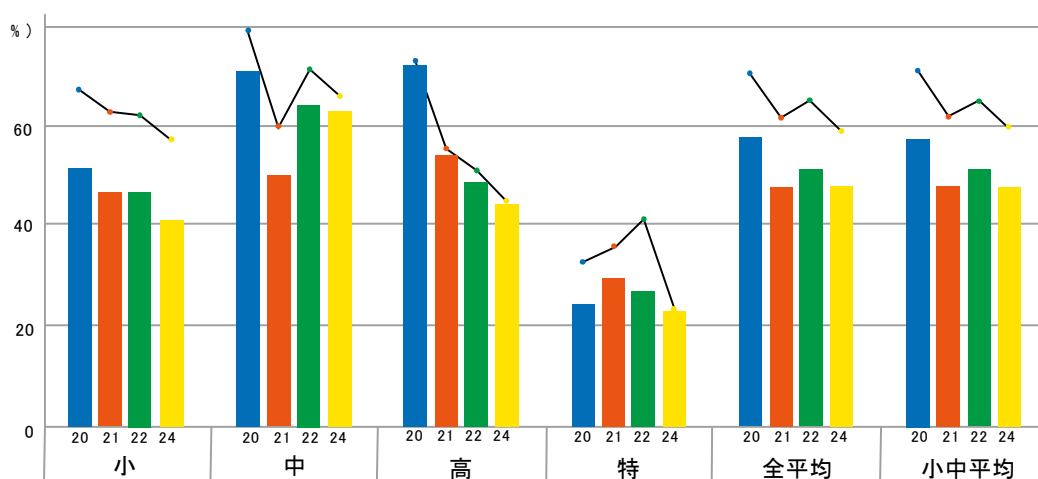
グラフ1 時間外在校等時間の推移



棒 グラフ：時間外在校等時間

折れ線グラフ：時間外在校等時間＋持ち帰り 残業時間

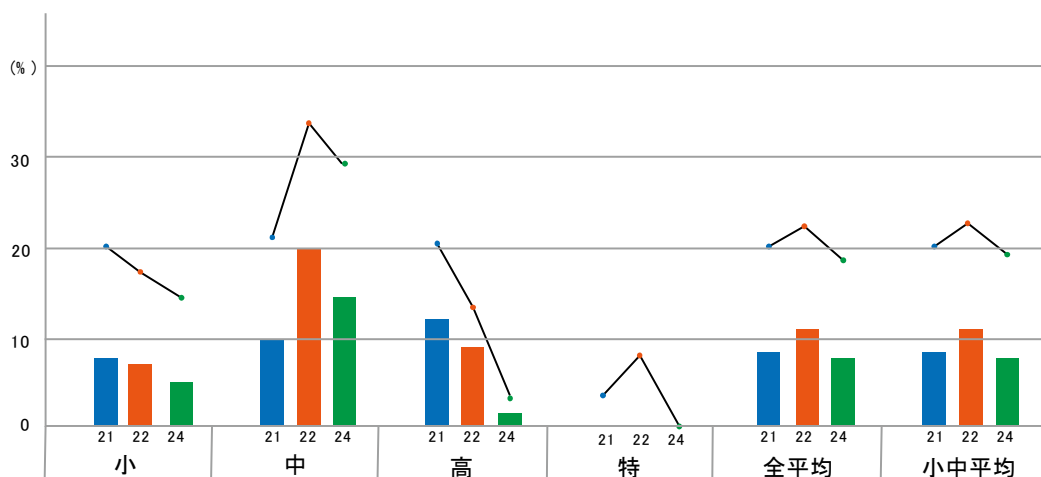
グラフ2 上限（月45時間）をこえたものの割合の推移



棒 グラフ：上限（月45時間）を超えたものの割合

折れ線グラフ：持ち帰り 業務時間を含め、上限（月45時間）をこえたものの割合

グラフ3 過労死レベルの割合の推移



棒 グラフ：過労死レベル（100時間以上）の割合

折れ線グラフ：過労死レベル（80時間以上）の割合

2. 繰り返される不適切な時間把握：改善されない「休憩時間と週休日・休日業務時間」の記録漏れ

今回の勤務実態記録では、未だに教職員の休憩時間中に行われた業務や週休日・休日の業務が正しく記録されていない問題が顕在化しました。この問題は過去の調査でも繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、一向に改善がされていません。

驚くべきことに、週休日・休日の勤務実態を「把握していない」とされた学校数は全体の50.1%にもなります。さらに、休憩時間における業務従事時間の把握率は2022年の34.1%から今回35%へとわずか0.9%しか増えず、「週休日・休日の業務時間」の把握率に至っては47.9%から49.9%へ2%の増加にとどまり、いまだ半数近い業務がいわば“記録外”になっている実態が浮かび上がりました（表5）。

一部の現場では、管理職から「休日の打刻はしないように」とした指導が行われるケースや、時短ハラメントを恐れて打刻後にやむなく業務を続ける教職員が存在することも報告されています。また、打刻後の学年打ち合わせや事務作業は公的な勤務記録に残らないため、実際の労働時間と報告データに大きな乖離を生む要因となっています。加えて、地域ごとに勤務時間管理システムが異なっており、多くの地域では休憩時間が一律に機械的に差し引かれるシステムとなっているなど、休憩中に業務を行ってもカウントされないことが問題です。

北教組の調査によれば、2022年の小学校では1か月の時間外在校等時間が44.6時間と算定されていますが、道教委が公表しているデータとの間に13.5時間の差異が見られます（表6）。もちろん調査の母数が異なることは前提としつつも、この差異は休憩時間中の業務や週休日・休日に行われた業務が時間外勤務として記録されていないことから生じています。中学校の場合、放課後に休憩時間を設けても、部活動の顧問を務める教職員がその時間を部活動指導にあてているのが実状です。休憩時間における業務従事時間が把握されなければ、こうした業務は時間外在校等時間に含まれないため、表面的なデータには現れず、公表される数値と現場の実態との間に大きなギャップが生じることとなります。

道内の各市町村では、「時間外在校等時間」を公表する動きがすすんでいます。2021年にはわずか3市5町のみがデータを公開していましたが、北教組の要請もあり、2022年以降では165市町村が公表に踏み切りました（表7）。この数字だけを見ると大きな進展といえます。しかし、前述のように実際の勤務時間とシステム上の記録が一致していない現状を踏まえると、「公表データ＝正確な実態」とは必ずしも言えません。

表5 休憩時間、週休日・休日の勤務時間把握状況

休憩時間の勤務時間把握			週休日・休日の勤務時間把握		
	あり	なし		あり	なし
小学校	130	245	小学校	177	218
中学校	82	140	中学校	157	108
高校	2	0	高校	2	0
特別支援学校	3	9	特別支援学校	3	9
合計	212	394	合計	334	335
割合	35.0%	65.0%	割合	49.9%	50.1%

※札幌市を除く 178 市町村

表6 1か月に換算した時間外在校等時間の北教組調査と道教委公表データとの比較（9月期の比較）

校種	年度	北教組記録	道教委公表	差
小学校平均	2024年度	41.4時間	未公表	
	2022年度	44.5時間	31.1時間	13.5時間
	2021年度	45.6時間	31.7時間	13.9時間
中学校平均	2024年度	51.9時間	未公表	
	2022年度	60.5時間	42.3時間	17.7時間
	2021年度	49.3時間	34.4時間	14.9時間
高校平均	2024年度	44.0時間	38.6時間	5.4時間
	2022年度	51.0時間	43.7時間	7.3時間
	2021年度	55.1時間	37.0時間	18.1時間
特別支援学校 平均	2024年度	30.8時間	21.0時間	9.8時間
	2022年度	37.5時間	22.9時間	14.6時間
	2021年度	34.1時間	22.4時間	11.7時間

※参考北海道教育委員会ホームページ（公表）時間外在校等
<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/jikangai.html>

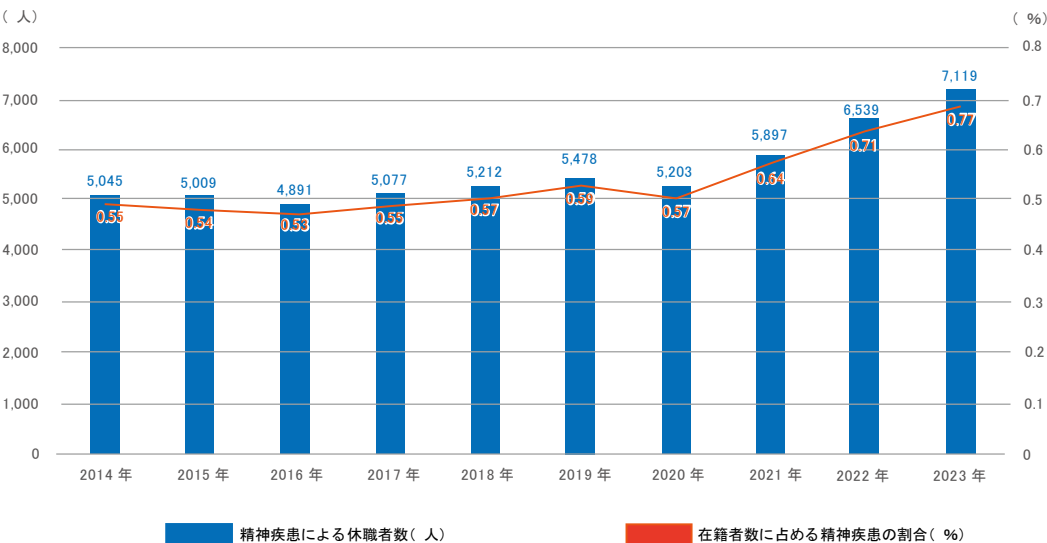
表7 道内の各市町村の時間外在校等時間公表状況

時間外在校等時間 市町村公表状況		
あり	なし	未回答
168	6	4
94%	3%	2%

3. 減らない持ち帰り業務と削られる睡眠時間：長時間労働がもたらす健康リスク

2023年度の文部科学省調査では、精神疾患による病気休職者が7,119人と過去最多を記録し、2014年度から約2,000人増加しています（グラフ4）。北海道でも同様の傾向が見られ、精神疾患による休職者数は、2019年度の216人から2023年度には過去最高となる287人へと増加しています。

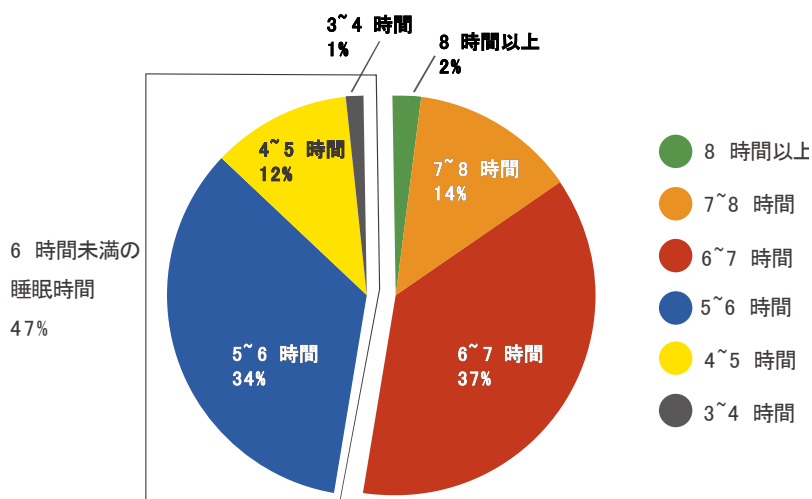
グラフ4 教育職員の精神疾患による休職者数の推移（全国）



過度な長時間労働は、教職員の睡眠時間にも深刻な影響を及ぼしています。今回の調査では、「平

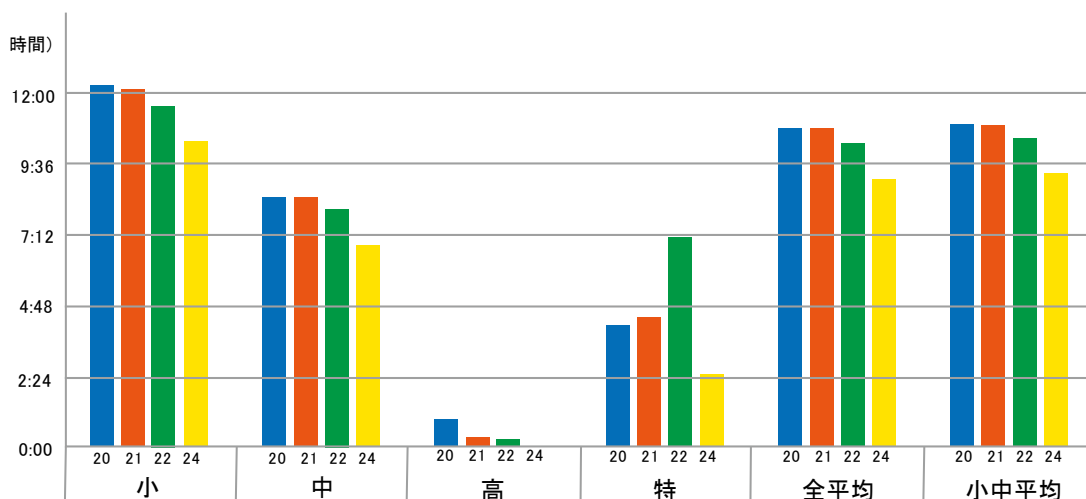
日の平均睡眠時間が6時間未満」という層が全体の半数（47％）を占める結果が報告され（グラフ5）、この実態が教職員の健康に与える影響が懸念されます。睡眠不足は精神疾患のリスクを高める要因とされ、厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」では成人に6時間以上の睡眠を推奨しています。

グラフ5 平均睡眠時間についての調査結果



教職員の睡眠不足の背景には、学校現場が抱える多忙化の問題があります。多くの教職員が業務を勤務時間内にすべて終えられず、やむを得ず自宅に業務を持ち帰っている実態があります。〈グラフ6〉に示されている通り、ここ数年、持ち帰り業務時間はわずかに減少しているものの、依然として高い水準を維持しています。平均すると9時間以上の持ち帰り業務を行っているのが現状であり、顕著な改善には至っていません。教職員の超勤・多忙化は、教職員の睡眠不足につながるなど、生活時間の確保に大きく影響を与えています。

グラフ6 持ち帰り業務時間の推移



持ち帰り業務は本来、ガイドラインや指針でも把握すべきとされているにもかかわらず、勤務時間外に行われるため、実際には学校や教育委員会の統計や管理システムでは十分に反映されていないのが現状です。その結果、長時間労働が見えにくい形で常態化し、教職員の心身に大きな負担をかけて

いると考えられます。

子育てや介護を抱える教職員ほど、やむを得ず持ち帰り業務を行うことが多い傾向になり、睡眠時間がさらに削られるという悪循環が存在するのも事実です。業務そのものが削減されなければ、持ち帰り業務が増えるだけにとどまり、定時退勤日などを設定したとしても、実質的な長時間労働の是正にはつながりません。

持ち帰り業務の増加による睡眠不足は、教職員の健康や教育の質に深刻な影響を及ぼします。十分な休息と睡眠の確保はメンタルヘルスの維持に向けて重要な要素となります。

さらに、こうした状況下では、勤務終了から翌日の始業までに休息を確保する「勤務間インターバル」制度も有名無実化しかねません。北海道では現時点で導入されていないものの、仮に導入されても、持ち帰り業務が常態化している限り、制度本来の目的である連続した休息時間の確保が難しくなる恐れが非常に高いと考えられます。

4. 本来業務が勤務時間外に追いやられる現実：授業時数の肥大化の影響

北教組は、時間外労働の原因を明らかにするため、Google フォームを利用した記述式アンケート調査を実施しました。「今年度になってから負担感が高まった業務は何ですか？」という質問に対し、1,468 人が回答しました。この回答をもとに、負担感が特に高い業務の傾向が浮き彫りになりました。表 8 では、具体的にどの業務が多く教職員にとって負担感が高いとされているかを示しています。

表8 今年度になってから負担感が高まった業務

今年度になってから負担感が高まった業務(小学校)	割合	今年度になってから負担感が高まった業務(中学校)	割合
・校務分掌・分掌業務	14.4%	・授業準備、教材研究	16.8%
・担任、学年業務	12.8%	・部活動	12.5%
・ICT、デジタルに関連する業務	12.3%	・生徒指導、進路指導	12.2%
・調査、文書業務	9.4%	・校務分掌・分掌業務	10.8%
・授業準備、教材研究	9.2%	・特別支援教育にかかわる業務	7.6%
・研修	8.9%	・ICT、デジタルに関連する業務	7.3%
・特別支援教育にかかわる業務	7.2%	・調査、文書業務	6.8%
・保護者対応	6.7%	・担任、学年業務	5.7%
・生徒指導、進路指導	6.1%	・免許外指導にかかわる業務	4.6%
・会議、打ち合わせ	5.7%	・研修	4.3%
・フッ素洗口	2.0%	・成績処理、評価業務	2.7%
・チャレンジテスト	1.8%	・小中連携、小学校専科に関わる業務	2.4%
・専科に関わる業務	1.3%	・会議、打ち合わせ	1.9%
・巡回、兼務などにかかわる業務	0.8%	・保護者対応	1.1%

・徴収金、集金業務	0.5%	・巡回、兼務などにかかわる業務	1.1%
・小中連携、一貫に関わる業務	0.3%	・徴収金、集金業務	1.1%
・少年団など	0.3%	・チャレンジテスト	0.5%
・コンクールに関わる業務	0.2%		

小学校では、最も負担感が高い業務として「校務分掌」が挙げられました。学校行事や対外機関との対応、PTA 関連などに時間がかかる上、削減が難しいという指摘が多く見られます。特に授業時数が多いため、校務分掌に割ける時間が限られ、結局勤務時間外に対応せざるを得ない状況にあります。また、「担任・学年業務」も大きな負担要因となっており、子どもへの日々の対応や保護者からの要求増、スクールサポートスタッフなどの外部人員や支援員が配置されたことによる学年内部での調整時間増加などが、全体の業務時間を増長させています。「ICT・デジタルに関する業務」では、新しい機器やツールに習熟する必要がある一方、技術的な支援体制が不十分で、トラブル対応や機器の設定に多くの時間を費やしています。

一方、中学校では「授業準備・教材研究」が最も高い負担感を示しています。特に試験準備や新教材の導入時期には業務量が急増しており、欠員補充が追いつかない状況が続く中で、他の教職員の分までカバーせざるを得ないケースも見られます。「部活動」は授業後や週休日・休日に行われるため、時間外労働を生む主要因となっており、練習や試合の準備が重なる時期には教職員のプライベート時間を圧迫しています。「生徒指導・進路指導」も個別面談や説明会対応、不登校支援の増加が重なり、長時間労働に直結しやすい状況です。

日本型の教育の特徴には、授業時間だけでなく給食、休み時間、清掃、委員会活動など、子どもたちのすべての活動を教職員が教育の一環として担う点が挙げられます。そのことにより、1 日の日課は教職員の勤務時間（7 時間 45 分）とほぼ一致しており、自らの裁量で時間を確保するのは難しい状況です（表 9）。

特に小学校 4 年生以上では、6 時間授業がほぼ毎日行われ、児童・生徒の下校後に残される時間は 15～30 分程度しかありません。この短い時間内に授業準備や採点、通信作成、保護者対応など多岐にわたる業務を終えることは困難です。

勤務時間の大部分が授業に拘束され、放課後に確保できる時間が平均 20 分程度に過ぎない現状では、持ち帰り業務を含めて時間外労働が生じることは必然です。この問題を解決するためには、一人あたりの持ち授業時間数を削減することが必要不可欠です。

小学校の例

日課（7時間10分）	所定の勤務時間（7時間45分）	合計	2時間35分
------------	-----------------	----	--------

5. まとめ

北教組の「9月勤務実態記録」の結果を過去の調査と比較すると、時間外在校等時間はわずかに減少しているものの、現在の施策では長時間労働の改善には限界が見られることが明らかになりました。依然として高水準で推移する時間外労働が、教職員の負担を増加させている実態が浮き彫りになっています。

教職員の多忙化の背景には、授業時間数の増加という構造的な問題が挙げられます。勤務時間の大部分を授業が占めているため、本来業務である授業準備や校務分掌、教材研究などが時間外に追いやられる現状は、小学校・中学校を問わず共通する課題となっています。特に、日本型の教育には、授業に加え、給食、休み時間、清掃、委員会活動といった児童・生徒の活動全般を教職員が教育の一環として担う特徴があり、日課表（時程表）にもとづく勤務体制であるため、放課後の業務時間が20分程度しか確保されていないのが現状です。

「学習指導要領」の改訂によって、一日の勤務時間の大半を占めるまでに肥大化した授業時数を削減する必要があります。本来業務が所定勤務時間外に行われている現状は大きな問題です。この見直しが行われたいまま時間外在校等時間を削減しようとすれば、授業準備や教材研究が十分に行えなくなり、教育の質の低下によって子どもたちの学びに深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、教職員一人あたりの持ち授業時間数を削減することが必要であり、教職員の配置数を増やし、授業の負担を分散させることが重要です。加えて、ICT活用や学級業務や校務分掌における負担軽減を目的とした外部支援員や専門スタッフの配置を拡充することも必要です。「義務標準法」や「高校標準法」といった教職員定数を規定する法律を改正し、一人あたりの持ち授業時間数を削減する必要があります。これらにより、教職員が教育活動に専念できる環境を整備することが求められます。

教職員が心身ともに健全な状態で働ける環境を整えることは、子どもたちにゆたかな教育を提供するためにも欠かせません。教職員の「働き方改革」は、教育現場だけでなく、社会全体がとりくむべき課題です。現場の声を反映した実効性のある政策を推進し、誰もが安心して学び、環境を構築していくことが必要です。

「9 月勤務実態記録」で明らかになったこと

総じて、時間外在校等時間は高止まりの傾向にあり、教職員の長時間労働の実態は改善されていない。

- ① 教職員のおおよそ 5 人に 1 人が「過労死」の危険性があること。中学校では約 3 割が「過労死」の危険にさらされているということ。また、平日の睡眠時間が 6 時間未満の教職員は全体の 47%に達しており、このことが過労死リスクの増大に繋がっている可能性があること。
- ② 勤務時間管理は、服務監督権者である教育委員会・校長の責任とされているが、まだ半数以上の学校で休憩時間、週休日・休日の業務時間が在校等時間に含まれていないこと。
- ③ 日本型教育の日課表(時程表)を前提とする学校現場では、授業や教材研究、テストの採点、宿題・ノートの点検といった本来業務が勤務時間内に収まらず、結果的に勤務時間外に対応せざるを得ないという構造上の課題があること。
- ④ 一人あたりの持ち授業時間数削減が必要であること。